

兵庫県公報

平成27年7月17日 金曜日 第2714号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 同上（同）	7
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	11
○ 入札公告（管理課）	11
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	14
正 誤	
○ 平成27年4月28日付け兵庫県公報第2691号中	18

告 示

兵庫県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年7月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	長田地区	平成27年7月17日から 同年8月6日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第607号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成23年兵庫県告示第780号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成27年7月30日限りで消滅する。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

津名加入区



兵庫県告示第608号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成27年 7月31日から発生する。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

津名加入区



兵庫県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町桑野字吉ヶ谷口1485、1489、字ヨシガ谷口1487の1、1488
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第610号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)サニー 代太田 稔	神戸市東灘区本山南町 6-5-15	般・特-23 第100125号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 6月16日
(株)三欣 代山部 正克	同 市中央区楠町5- 2-9	般-25 第112801号	一般	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年 4月13日

GRID DESIGN(株) 代坂本 俊一	同 市同 区若菜通6 —1—10高架下194	般—22 第115705号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月1日
(有)のこ源金物製作 所 代平井 孝治	同 市長田区大道通3 —20	般—23 第106355号	一般	左官工事業、鉄筋工事 業、板金工事業、ガラ ス工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年9月22日
船木電気工業(株) 代船木 靖夫	同 市須磨区白川台3 —38—2	般—23、27 特—23 第101290号	一般	造園工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月27日
(株)三建ハウジング 代岩井 敏	同 市西区丸塚1—22 —19	般—26 第116590号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月20日
岩谷建具 代岩谷 美彦	同 市同区池上1—12 —1—B—1308号	般—22 第115699号	一般	内装仕上工事業、建具 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月23日
龍ヶ岳建設(株) 代福坂 寛	尼崎市丸島町3—2	般—22 第204942号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年8月20日
(株)向井鉄工所 代向 捷三	同 市西長洲町1—3 —41	般—22 第217153号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年11月21日
直江建築 代直江 広隆	同 市上坂部2—36— 1—504	般—23 第216564号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年3月8日
高野工務店 代高野 常夫	同 市久々知西町2— 3—13	般—22 第212030号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
(株)阪神サービス工 業 代平山 在龍	同 市稲葉荘1—21— 14	般—22 第211192号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月30日
川崎組 代川崎 武夫	同 市常松1—27—3	般—26 第217872号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月6日
カツミ建築 代笠井 勝己	同 市下坂部4—7— 28	般—23 第218278号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
(株)セキタ 代関田 トキヨ	同 市崇徳院2—138	般—23 第218381号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
吉田設備工業 代吉田 広延	同 市大庄中通1—11 —1	般—23 第218340号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月13日
扇設備 代高橋 淳也	同 市武庫町2—15— 1	般—26 第217975号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
(株)木島組 代木嶋 三春	西宮市生瀬町2—24— 21	般・特—24 第207185号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(株)いだホーム 代井田 次郎	芦屋市打出町5—15	般—22 第218090号	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年5月1日
黒田塗装店 代黒田 晴之	同 市宮川町3—2	般—22 第210719号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
(有)K-NEXT 代松原 由和	宝塚市安倉中2—8— 14	般—23 第302257号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年2月11日
竹安技研 代竹安 明彦	同 市逆瀬川1—6— 14	般—26 第302024号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月15日
(有)石田工務店 代石田 純	三田市すずかけ台1— 31—7	般—22 第302101号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月1日

クラモト興業 (代)蔵本 直樹	川西市萩原1-12-17 三栄ビル3F	般-24 第301172号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事 業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(有)西日本設備 (代)松村 敬	加古川市山手3-10- 25	般-24 第404637号	一般	土木工事業、管工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年7月31日
石川建設㈱ (代)石川 裕之	同 市平岡町一色 797-267	般-24 第405143号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、と び・土工工事業、鋼構 造物工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年4月20日
(有)米田工業 (代)米田 稔	同 市尾上町池田 1732-6	般-23 第403865号	一般	とび・土工工事業、管 工事業、鋼構造物工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日
三幸道路㈱ (代)西村 重徳	同 市加古川町稲屋 212-7	般-23 特-25 第404360号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
㈱山弘 (代)山下 敏弘	高砂市松陽3-832- 1	般-22 第406173号	一般	土木工事業、鋼構造物 工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱シカタ (代)志方 和久	同 市伊保東2-2- 5	般・特-22 第401138号	一般	清掃施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
イッセイ建設 (代)松尾 英樹	加古郡稲美町国安1296 -4	般-25 第406878号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年1月4日
震動実験総合エン 지니어リング㈱ (代)喜多 俊清	三木市緑が丘町中1- 11-15	特-26 第353413号	特定	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月29日
大喜建設㈱ (代)水野 真弓	姫路市書写1049	特-23 第456581号	特定	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年7月5日
㈱ニューマテリア ル兵庫 (代)香山 廣紀	同 市東今宿3-11- 2	般-22 第501890号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月20日
三浦工務店 (代)三浦 義隆	同 市南条388-2	般-22 第459257号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日
㈱宮脇工業 (代)宮脇 達也	同 市網干区大江島39	般-23 第458544号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年5月1日
(有)小林瓦商店 (代)小林 敏行	同 市山野井町121	般-22 第459280号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
那智興業 (代)中嶋 春枝	同 市四郷町東阿保 1186-4	般-24 第458837号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱西日本住宅 (代)前川 章則	同 市東雲町4-6- 2	般-24 第458702号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年5月8日
ATELIER TACT (代)敷谷 達彦	同 市北条1-75 グ ラジオ城陽ロマネスク 502	般-25 第461171号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
㈱宮本組 (代)宮本 樹良	神崎郡神河町吉富1643	特-27 第453034号	特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月1日
㈱Jinコンストラ クション (代)片岡 さとみ	同 郡同 町寺前36- 3	般-23 第460339号	一般	とび・土工工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月13日
(有)サンセイ (代)三森 顕真	同 郡福崎町福田370 -2	般-25 第459052号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年4月24日

岡西組 (代)岡西 義行	宍粟市一宮町嶋田113	般-24 第500406号	一般	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 2 日
㈱榎木建設 (代)榎木 豊	同 市波賀町齊木1402	特-23 第501273号	特定	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
(有)八尾機械土木 (代)八尾 豊人	赤穂郡上郡町釜島字西原142	般-24 第551672号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年 5月19日
㈱大有工舎 (代)多賀 啓司	美方郡新温泉町芦屋155-1	般-25、26 第651434号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4 月 1 日
市嶋電気商会 (代)市嶋 敏明	篠山市古市203	般-24 第752090号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3 月 20 日
力宗建設㈱ (代)原田 宜子	洲本市五色町都志483-1	般-26 第801719号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5 月 1 日
門田工務店 (代)門田 和典	南あわじ市市善光寺45-1	般-22 第801554号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 28 日
㈱アイザックアワジ (代)竹森 正博	淡路市斗ノ内1386-1	般-22 第801556号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 1 日



兵庫県告示第611号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
青 山 (2)	姫 路 市		青山六丁目		474番の一部、487番の一部



兵庫県告示第612号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成18年10月 2 日
- 届出の内容

	氏 名	住 所
退任理事	明 石 元 秀	赤穂市加里屋3205番地 3
新任理事	児 嶋 佳 文	赤穂市塩屋314番地 3

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
オ	加西市段下町字開キ606番14ほか	1,038.60	宅地	18,500	1,850
カ	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	519.35	宅地	9,260	926
キ	豊岡市九日市上町字サクラ653番9	746.36	雑種地	10,524	1,053

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有してい

ない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成27年7月16日（木）から同年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成27年7月16日（木）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成27年7月16日（木）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成27年8月18日（火）午後1時から同月25日（火）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成27年8月25日（火）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
7	加古川市加古川町木村字宮本582番 1	434.28	宅 地
8	明石市東野町2015番 1、2086番、2015番 4	8,205.28	宅 地
9	姫路市書写台三丁目145番	2,015.68	宅 地
10	豊岡市九日市上町字塚坪526番 1、527番 1	2,974.81	田

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成27年7月17日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
ただし、物件番号8については、同年8月28日（金）まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号9

ア 場所

姫路市北条1-98

姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年 8月 4日（火）午後2時から

(2) 物件番号7

ア 場所

加古川市加古川町本町118

県立加古川西高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年 8月 5日（水）午後2時から

(3) 物件番号10

ア 場所

豊岡市幸町7-11

豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年 8月 6日（木）午後2時から

(4) 物件番号8

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年 9月 1日（火）午前10時30分から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

~~~~~

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 洲本複合商業施設  
 所在地 洲本市大野字平成1847番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ダイワロイヤル株式会社  
 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
 代表者の氏名 原 田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 舟 橋 浩 司  
 未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成28年2月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,350平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 60台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 39台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 13.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称   | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社チヨダ 未定1者 | 午前9時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成27年6月24日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成27年7月17日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成27年11月17日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 アイティ
  - 所在地 豊岡市大手町340番地
- 2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通
    - 駐車場の入出庫にかかる交通事故防止対策を講じること。
  - (2) 商業
    - 隣接する商店街及び周辺小売店への声かけに努めること。
  - (3) 屋外広告物
    - 屋外広告物に変更がある場合、許可が必要な場合があるため留意すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間
    - 平成27年 7月17日から 1月間



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 7月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量
    - 建設雪寒機械（除雪トラック7 t級、4×4） 3台
  - (2) 調達物品の特質等
    - 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限
    - 平成28年 3月15日（火）
  - (4) 納入場所
    - 豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11）
    - 新温泉土木事務所（美方郡新温泉町芦屋522-4）
    - 龍野土木事務所宍粟事業所（宍粟市庄能400）
  - (5) 入札方法
    - 上記(1)の物品について入札に付する。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けてい

ない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大谷

電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年7月17日（金）から同月31日（金）まで（兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年8月26日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年8月25日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間利用できる。（県の休日を除く。）

ア 参加申込みの期間

平成27年7月17日（金）午前9時から同月31日（金）午後4時まで

イ 入札の日時

平成27年8月19日（水）午後5時から同月26日（水）午後2時まで

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年7月21日（火）から同年8月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年7月21日（火）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月31日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年8月19日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年8月24日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年9月10日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3 Snow truck (7 tons)

- (3) Delivery period: March 15, 2016

- (4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

Shinonsen Public Works Office

Tatsuno Public Works Office (Shiso Branch)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 31, 2015

- (6) Deadline for tender:

14:00 August 26, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 25, 2015 by mail

- (7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4946

### 収 用 委 員 会 告 示

#### 兵庫県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年 7月17日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称

兵庫県

- 2 事業の種類

県道川西インター線新設工事（兵庫県川西市石道字西ヶ峰地内から同市西畦野字宮垣内地内まで、同市東畦野一丁目地内及び同市石道字才谷地内から同市石道字イクシ地内まで）

- 3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年 7月 6日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地 |     |     |          |               |                     | 土 地 所 有 者         |                                                                                 |                                                                                                                           | 土地に関して権利を有する関係人 |     |    |     |       |
|----------------|-----|-----|----------|---------------|---------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|----|-----|-------|
| 所在             | 地番  | 地目  | 公簿地積     | 実測地積          | 収用に係る面積             | 使用に係る面積           | 氏名                                                                              | 住 所                                                                                                                       | 氏名              | 住 所 | 氏名 | 住 所 | 権利の種類 |
| 川西市東畦野一丁目      | 55番 | 原野  | 796<br>㎡ | 1,429.28<br>㎡ | 675.97<br>㎡<br>(注1) | -                 | 谷上 久子<br>(持分3分の1)<br>谷上 正雄<br>(持分9分の2)<br>谷上 隆浩<br>(持分9分の3)<br>谷上 學<br>(持分9分の1) | 大阪府豊中市新千里北町1丁目16番7号<br>ただし、土地登記簿上の表示<br>豊中市大字上新田777番地<br>大阪府豊中市新千里北町1丁目16番7号<br>大阪府豊中市南桜塚2丁目7番1-111号<br>大阪府豊中市上新田1丁目14番7号 | なし              | -   | -  | -   | -     |
| 川西市東畦野一丁目      | 72番 | 雑種地 | 181<br>㎡ | 180.39<br>㎡   | 51.95<br>㎡<br>(注2)  | 0.39<br>㎡<br>(注3) | 谷上 久子<br>(持分3分の1)<br>谷上 正雄<br>(持分9分の2)<br>谷上 隆浩<br>(持分9分の3)<br>谷上 學<br>(持分9分の1) | 大阪府豊中市新千里北町1丁目16番7号<br>大阪府豊中市新千里北町1丁目16番7号<br>大阪府豊中市南桜塚2丁目7番1-111号<br>大阪府豊中市上新田1丁目14番7号                                   | なし              | -   | -  | -   | -     |

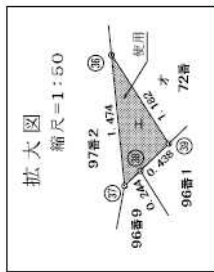
(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒及び㉓の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

(注2) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲及び㊳の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

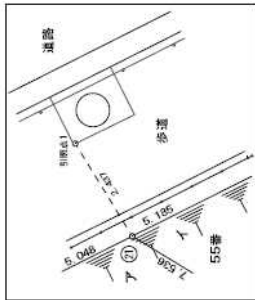
(注3) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺及び㊻の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 縮尺=1:250

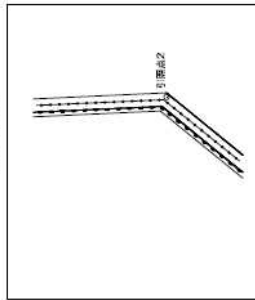
土地の所在 川西市東畦野一丁目  
地番 55番, 72番



詳細図

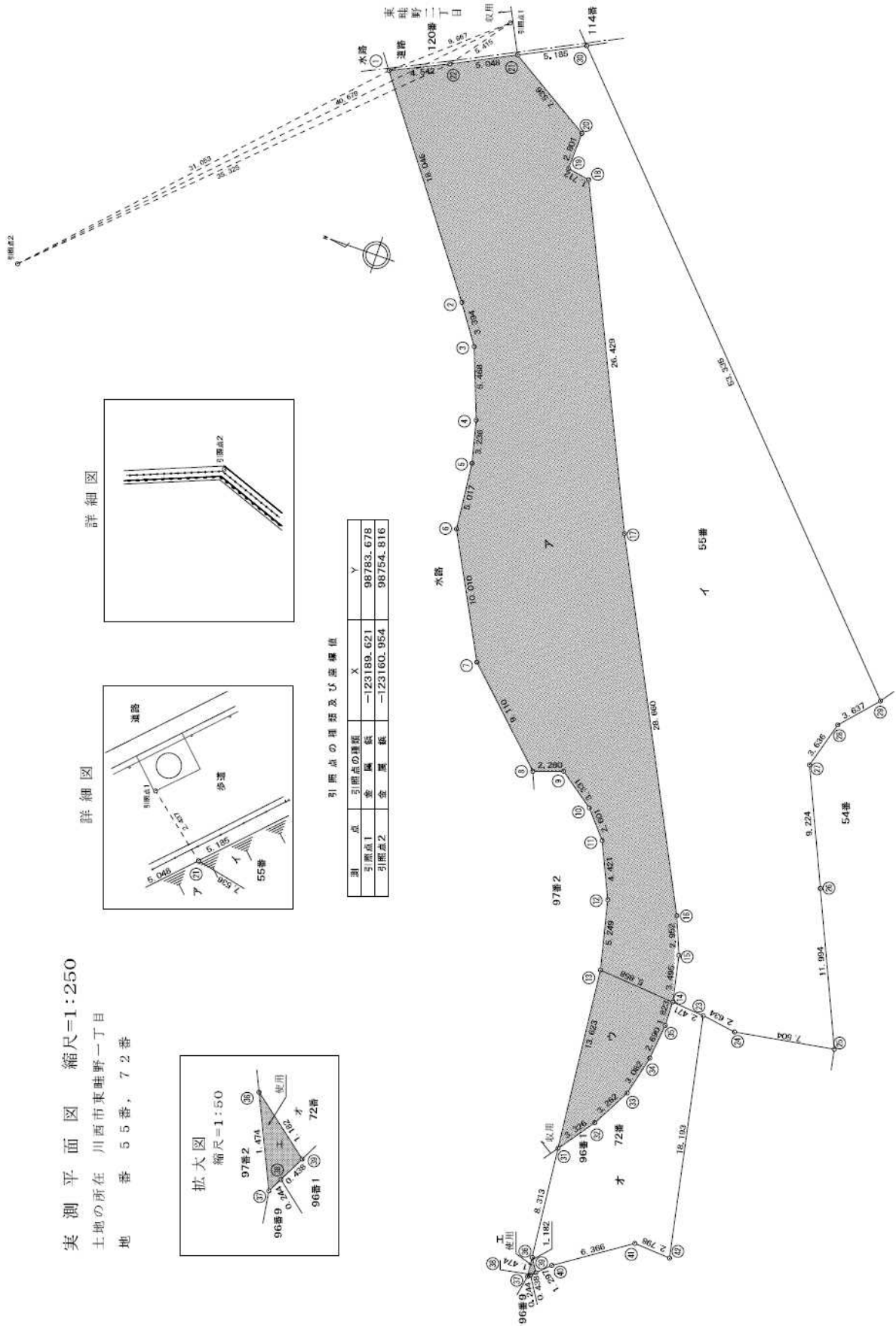


詳細図



引張点の種類及び座標値

| 測 点  | X           | Y         |
|------|-------------|-----------|
| 引張点1 | -123189.621 | 98783.679 |
| 引張点2 | -123160.954 | 98754.816 |







正 誤

○平成27年 4月28日付け（兵庫県公報第2691号）

兵庫県告示第389号（保安林の指定予定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                         | (正)      |
|-------|-------|-----------------------------|----------|
| 1     | 下から 9 | 立木の伐採の限度並びに植栽の方法<br>・期間及び樹種 | 立木の伐採の限度 |